

議案第5号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第7項中「同法第314条の7、第314条の8、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。